

岸和田市監査等の基準及び事務処理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施、報告、事務処理等に関して必要となる基本事項を定めるとともに、議会及び市長又は関係する行政委員会等（以下「市長等」という。）との関係を明確にすることを目的とする。

(監査等の目的)

第2条 監査委員は、次に掲げる監査等を実施することにより、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資するものとする。

- (1) 監査及び検査については、本市の行財政運営が、法第2条第14項から第16項までの趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを住民の視点に立って確認し、監査委員が自ら入手した証拠を基に総合的に検証すること。
- (2) 審査については、市長から審査に付された決算等が一般に公正妥当と認められる地方公会計の基準等に準拠して作成され、その内容を適正に表示していること、及び予算の執行又は事業の経営が適正に、効果的で効率的かつ経済的に行われていることを、監査委員が自ら入手した証拠を基に検証すること。

(監査等の種類)

第3条 監査等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財務監査（法第199条第1項）
- (2) 行政監査（法第199条第2項）
- (3) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条）
- (4) 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項）
- (5) 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項）
- (6) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項）
- (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項）
- (8) 住民監査請求に基づく監査（法第242条）
- (9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2第3項又は公企法第34条）
- (10) 共同設置機関の監査（法第252条の11第4項）
- (11) 例月出納検査（法第235条の2第1項）
- (12) 決算審査（法第233条第2項又は公企法第30条第2項）
- (13) 基金の運用状況審査（法第241条第5項）
- (14) 健全化判断比率審査（健全化法第3条第1項）
- (15) 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項）

2 前項第1号に規定する財務監査は、定期監査（法第199条第4項）又は随時監査（法第199

条第5項)として実施する。

(監査委員の倫理規範)

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり誠実な態度を保持しなければならない。

2 監査委員は、常に独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払って監査等を実施しなければならない。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 監査委員は、第2条の目的を果たすため、常に自己研さんに努めなければならない。

(指導及び指揮監督)

第5条 監査委員は、第2条の目的を果たすため、監査等の対象部局等に対し、適切に指導的機能を発揮しなければならない。

2 監査委員は、監査等のすべての過程において、監査委員に関する事務を補助する職員を適切に指揮監督しなければならない。

(事務局職員の心得)

第6条 事務局職員は、監査等の実施に当たっては、特に、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 職責の重大性にかんがみ、常に研修に心がけ、法令、条例、規則等(以下「法令等」という。)に精通するとともに、絶えず、市政の現状に関心を持ち、監査等の参考となるような資料の収集に努めること。

(2) 監査委員の監査方針に従い、監査対象についてあらかじめ十分研究すること。

(3) 常に公平謙虚な心構えを持ち、能率的に実施すること。

(4) 職務上知り得た秘密は、これを他に漏らし、又はみだりに利用してはならないこと。その職を退いた後も、同様であること。

(5) 監査等の進捗状況は、絶えず上司に報告し、重要事項その他疑義のある事項については、その都度指示を受けること。

(6) 代表監査委員の命を受けたときは、外部監査人の行う監査の適正かつ円滑な遂行に協力すること。

(監査等の実施)

第7条 監査委員は、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意しなければならない。

2 監査委員は、監査等の対象に係るリスクを考慮して、効果的かつ効率的に監査等を実施しなければならない。

(報告の聴取)

第8条 監査委員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。)第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。

2 監査委員は、法施行令第158条の2第5項の規定により、地方税の収納事務の受託者に対す

る検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

（監査調書の作成及び保存）

第9条 監査委員は、年間監査計画及び実施計画（以下「監査等の計画」という。）並びにこれに基づき実施した監査等の結果及び関連する証拠等を監査調書として整理し、5年間保存しなければならない。

（情報管理）

第10条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底しなければならない。

2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、岸和田市個人情報保護条例（平成12年条例第10号）等に基づき適切に取り扱わなければならない。

（品質管理）

第11条 監査委員は、監査等が本基準に準拠して適切に実施されるために必要な品質管理の方針と手続を定めなければならない。

2 監査委員は、前項の品質管理の方針と手続に従い、監査等が適切に実施されていることを定期的に評価しなければならない。

（合理的な基礎の形成）

第12条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠を入手して、決定する監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成しなければならない。

（監査等の実施方針及び計画の策定）

第13条 監査委員は、市を取り巻く内外の環境、議会の動向、市長の理念や方針、過去の監査結果に対する措置の状況等及び監査資源を総合的に勘案し、監査等の方向性や重点項目等の実施方針を策定しなければならない。なお、当該実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直さなければならない。

2 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的、効率的に実施することができるように監査等の計画を策定しなければならない。

3 監査委員は、年間監査計画の策定に当たり、リスク及び過去の監査結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 実施予定の監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の対象別実施予定時期
- (3) 監査等の実施体制
- (4) その他必要と認める事項

4 監査委員は、実施計画の策定に当たり、監査等の対象に係るリスクの程度に応じて体系的に次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象
- (3) 監査等の着眼点
- (4) 監査等の主な実施手続
- (5) 監査等の実施場所及び日程
- (6) 監査等の担当者及び事務分担

(7) その他監査等の実施上必要と認める事項

(監査等の計画の変更)

第 14 条 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査等の計画を変更しなければならない。

(事前通知)

第 15 条 監査委員は、監査等を実施するに当たっては、特別の場合を除き、市長等及び財政援助団体等に対し、監査等の種類、期日、場所等をあらかじめ通知するものとする。

(資料要求等)

第 16 条 監査委員は、監査等を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて監査等に必要な資料を提出させ、必要に応じて事務事業の概況について説明を求めるものとする。

(事前研究)

第 17 条 監査委員は、監査等を実施するに当たっては、対象となる事務等についてあらかじめ法令等の調査研究を行い、基礎知識をかん養する。

2 監査委員は、前条の規定に基づき提出された資料について検討し、その問題点を把握する。

3 監査委員は、前回までの監査等における指摘内容、問題点等を把握する。

(監査等の着眼点)

第 18 条 この規程に基づく実施計画において定める監査等の着眼点は、別に定める監査等の着眼点のうちから適宜選択する。ただし、監査等の対象により、必要に応じて、その都度着眼点を追加して定めるものとする。

(監査等の手続)

第 19 条 監査委員は、十分かつ適切な監査等の証拠を入手できるよう、監査等の対象に係るリスクを考慮して、実施すべき監査等の手続を定めなければならない。

2 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性、合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性も考慮しなければならない。

3 監査等の手続は、試査又は精査による。試査による場合はその範囲を合理的に決定しなければならない。

4 監査委員は、監査等の実施の結果、異常若しくは不正の兆候又は不正の事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成しなければならない。

(実施すべき監査等の手続の適用)

第 20 条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用しなければならない。

(他者情報の利活用及び調整)

第 21 条 監査委員は、監査等の実施に当たり、法第 199 条第 7 項に規定する財政援助団体等の内部監査人、外部監査人等と必要に応じて連携の上情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等

の実施に努めなければならない。

- 2 監査委員は、前項に掲げる者から得た情報を利活用する場合には、それらの品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定しなければならない。
- 3 監査委員は、学識経験者から意見を聴く等、専門家の業務を利活用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査等の証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討しなければならない。
- 4 監査委員は、外部監査人との間で、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。

(弁明、見解等の聴取)

第 22 条 監査委員は、原則として、監査の結果に関する報告の決定の前に、対象部局等の長から弁明、見解等を聴取しなければならない。

(報告及び意見の提出)

第 23 条 監査委員は、監査又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等へ提出しなければならない。なお、監査の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出することができる。

- 2 監査委員は、審査を終了したときは、意見を市長に提出しなければならない。
- 3 監査委員は、監査等の結果に関する報告及び意見（以下「監査報告等」という。）の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めなければならない。

(監査報告等の内容)

第 24 条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 本規程に準拠している旨
 - (2) 監査等の種類
 - (3) 監査等の対象
 - (4) 監査等の着眼点
 - (5) 監査等の主な実施内容
 - (6) 監査等の実施場所及び日程
 - (7) 監査等の結果等
 - (8) その他必要と認める事項
- 2 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査等の結果等を決定するための合理的な基礎を形成することができなかつた場合には、必要に応じて監査報告等にその旨、内容及び理由等を記載しなければならない。

(監査委員の合議)

第 25 条 次に掲げる監査報告等の決定は、監査委員の合議によらなければならない。

- (1) 第 3 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び第 9 号に定める監査結果
- (2) 第 3 条第 1 項第 8 号に定める監査及び勧告
- (3) 第 3 条第 1 項第 12 号から第 15 号までに定める審査意見
- (4) 住民の直接請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第 252 条の 39 第 7 項）
- (5) 議会の請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること及び個別外部

監査契約の締結に関する意見（法第 252 条の 40 第 4 項）

- (6) 市長の要求に基づき、財政援助団体等に対する監査を、個別外部監査契約の締結に関する意見（法第 252 条の 41 第 4 項）
- (7) 市長の要求に基づき、財政援助団体等に対する監査を、個別外部監査契約に基づく監査によること及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第 252 条の 42 第 4 項）
- (8) 住民監査請求に係る監査について、個別外部監査契約に基づく監査によることの決定及び個別外部監査人が陳述を行う場合の立会いに関する協議（法第 252 条の 43 第 3 項及び第 8 項）
- (9) 住民監査請求に係る個別外部監査結果報告の請求理由の有無及び勧告（法第 252 条の 43 第 5 項）

（監査報告等の提出以前の周知の禁止）

第 26 条 監査等の結果は、原則として監査報告等の提出以前に、市長等又は財政援助団体等の関係者以外の者に知らせてはならない。

（監査報告等の公表）

第 27 条 監査委員は、監査報告等のうち、第 3 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで、第 8 号及び第 10 号に定める監査並びに外部監査人からの報告に係るものについては、速やかに公表しなければならない。

（措置状況の報告等）

第 28 条 監査委員は、業務の改善を促すため、監査の結果に基づく措置状況について、議会又は市長等に適時報告を求めよう努めなければならない。

2 監査委員は、第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 10 号並びに外部監査人の監査の結果に基づく議会又は市長等からの措置状況の通知は、これを公表しなければならない。

3 監査委員は、第 3 条第 1 項第 8 号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。

（その他）

第 29 条 この規程に定めるもののほか、監査等の実施、報告、事務処理等に関し必要な事項は、監査委員が合議して別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。